

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和6年6月12日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

処分庁は、事務的に年金差額を収入充当して保護支給額を引き下げたが、今回の年金支給増額は賃金や物価の変動に応じて、マクロ経済スライドによる調整である。また、生活保護においては、平成27年に引き下げたままで、賃金や物価の変動による変更を行っていない。

障害を抱える請求人に、厚生労働大臣の行った年金増額分を生活保護で取り上げることは不当であり、生活保護において年金改定額以上の調整が行われない限りは違法・違憲である。

処分庁の行った年金増額分の収入充当が違法・違憲であるため、本件処分は取り消されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 5月29日	諮問
令和7年 9月12日	審議（第104回第4部会）
令和7年10月 8日	審議（第105回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 保護の変更

法25条2項及び同項において準用する法24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること」としている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各

月に分割して収入認定することとし、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨て）を、各月の収入認定額として差し支えないとしている。

局長通知第10・2・(8)は、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法80条を適用すべき場合等を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣旨を明示した通知を發して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）としている。

(4) 次官通知及び局長通知の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

- (1) 令和6年6月12日、処分庁は、請求人から提示があった年金額改定通知書の内容から、同月以降、請求人に支給される厚生年金保険の年金額（月額）（以下単に「年金」という。）が51,000円（612,000円／12月）に改定されることを確認したため、法25条2項の規定に基づき、請求人の同年6月分の収入充当額を36,000円（年金51,000円－貸付返済額15,000円）に変更し、同月分の保護費の支給額を102,420円と算定したことが認められる。

他方、同月分の保護費は、同月3日に、既に請求人に対して103,729円（生活扶助費76,420円＋住宅扶助費62,000円－収入充当額34,691円（同年3月までの年金49,691円－貸付返済額15,000円））が支給されていたことから、処分庁は、請求人に1,309円（本件過払金）過払したこととなり、請求人は、本件過払金を返納しなくてはならなくなったことが認められる。

このため、処分庁は、同年6月12日、局長通知第10・2・(8)の処理基準に基づき、請求人の同年7月分の収入充当額を同年6月分の収入充当額36,000円に本件過払金1,309円を加えた37,

309円とし、同年7月分の保護費を101,111円（生活扶助費76,420円＋住宅扶助費62,000円－収入充当額37,309円）とする保護変更決定処分（本件処分）を行ったことが認められる。

以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて行われたものと認められ、また、同月分の保護費の算定にも違算は認められない。

- (2) 行政手続法8条は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨によるものと解され、その趣旨に鑑みれば、処分の理由は、処分の名宛人において、その記載自体から了知しうるものであることが求められる。

本件処分通知書には、同月分の保護を変更した理由について、「6月過払い1,309円を収入充当する。（7月まで）」と記載するのみで、本件過払金が、年金の収入認定額の変更に伴い生じた保護費の過払金であることの記載がなく、請求人において、その記載自体から本件処分の理由を十分に了知しうるものといえないため、理由付記としては不十分であるといえる。

しかし、請求人は、処分庁が行った年金増額分の差額の収入充当が違法である旨を主張して、本件審査請求を提起していることからすれば、本件過払金の内容を、本件処分の原因となる事実関係から了知していたと認められる。そうすると、前述のとおり本件処分理由には理由付記として不十分な点はあるものの、請求人の不服申立ての便宜を損なうものとはいえないから、当該理由付記のみをもって、本件処分の取消事由となるものではない。

- (3) したがって、本件処分に取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

なお、当審査会としては、処分庁に対し、今後の処分において被処分者が理解しやすいように、できるだけ具体的に処分理由を記載すべきことを付言する。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり保護基準に対する不服を述べているものと解されるが、そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに基づいて処分や審査請求に対する判断を行

うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、本件処分を取り消すことはできない。そして、本件処分に取り消すべき違法又は不当な点が認められないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美